

2019年1月28日 認定NPO法人フローレンス

フローレンス「特別養子縁組オンライン基礎研修」がスタート

日本の特別養子縁組の土壌を育てるためにNPOと企業が協働

2016年4月から特別養子縁組あっせん事業を運営する認定NPO法人フローレンス(東京都千代田区)は、特別養子縁組制度を利用して赤ちゃんを迎える育ての親向けの「養親研修」を実施しています。このたび、ジョンソン・エンド・ジョンソン日本法人グループ(東京都千代区)の助成を受け、全国からWEBサイト上で受講できる「特別養子縁組オンライン基礎研修」を開発、1月21日より開講しましたのでお知らせいたします。





子育て家庭をサポートする保育事業者でもあるフローレンスは、保育園での実習を取り入れるなど、 育ての親希望者の研修に力をいれてきました。

新しい家庭に迎えられる子どもの福祉のためにも、特別養子縁組において育ての親の研修は、大変重要なものです。また、特別養子縁組を正しく理解し真に子どもの幸せを願う養親が増えることで、日本の特別養子縁組が推進され、子ども達が家庭で養育される権利を守ることに繋がります。

フローレンスは2017年度から「養親研修」を構築してきました。

初年度(2017年度)から講師の育成やコンテンツ構築を行い、東京都内で「特別養子縁組入門研修」をはじめとした研修を実施してきました。その中で全国から受講の希望が相次いだことから、エリアを問わず、特別養子縁組についての正しい情報を得ることができるよう、オンライン研修を開発しました。特別養子縁組で子どもを迎えることを選択肢として考える際、まず最初に夫婦で受講して話し合うきっかけにしていただけるプログラムです。

フローレンスは、こうした啓発活動や研修実施を通じて、 特別養子縁組に関する正しい情報が得られる機会を拡げ、 子どもが家庭で育っていける社会の実現を目指します。

<本リリースに関するお問い合わせ先>認定NPO法人フローレンス 広報担当: 岡水電話:03-6811-0903 (9:00 ~ 17:00) メール: spr@Florence.or.jp

参考資料

<特別養子縁組オンライン基礎研修開発の背景>

厚生労働省が2017年に発表した「新しい社会的養育ビジョン」でも、社会的養護が必要な子どもについて、家庭養育を優先していくという方針の元、特別養子縁組を広げていく方向性が明確に打ち出されています。

一方、特別養子縁組の民間あっせん団体は都内に集中しており、また児童相談所の養子縁組里親の取り 組みにも大きな地域差があり情報の格差がある現状課題があります。

2018年4月から特別養子縁組あっせん法の施行により、民間あっせん団体の社会的役割の大きさが改めて明示化され、あっせん支援のあり方も大きく変わろうとしています。正しい情報を提供し、日本社会において特別養子縁組を推進するという使命感をもって、引き続き取り組んでいきます。

特別養子縁組オンライン基礎研修

【講義概要】

フローレンスの赤ちゃん縁組

「特別養子縁組オンライン基礎研修」 URL: https://engumitraining.florence.or.jp/

全3講義(各15分程度)

講義1:【養護原理】社会的養護下の子どもの背景と特別養子縁組制度

講義2:【養育論Ⅰ】特別養子縁組で"親子"になる

講義3:【養育論Ⅱ】子どもを迎える準備・迎えてからの手続き

確認テスト

費用:4,500円(税別)

視聴期間:購入してから30日間 視聴可能

支払い方法:クレジットカード (VISA/MASTER/JCB/AMEX/DINERS)

※受講するには、特別養子縁組オンライン基礎研修WEBページの「新規登録」ボタンより、必要事

項を登録の上、ご夫婦で会員登録を行ってください。



ジョンソン・エンド・ジョンソン日本法人グループは、 2014年から継続してフローレンスの活動を支援してく ださっています。

社会貢献委員会マネジャー伊藤佐和氏のコメント

「助成プログラムにはたくさんの団体からご応募を頂きますが、フローレンスさんの特別養子縁組の取り組みは、社会的なニーズが大きく、それに風穴を空けられるような取り組みであると評価しました。応募していただいた内容を実現させる実行力があり、特別養子縁組が他国同様あたりまえになる社会へと、啓発活動が共にできる団体であると期待しています。」

「フローレンスの赤ちゃん縁組事業」について

日本国内では現在年間50人の子どもが虐待死しており、その半数が0歳児です。2週間に1人、0歳児が遺棄や虐待で亡くなっていることになります。 (厚生労働省調査より)

0歳児の虐待死のうち、最も多いのが「出生直後」の死亡です。その背景にあるのが望まない妊娠。若年層の妊娠のほか、性犯罪の被害、貧困で産んでも育てられない等、さまざまな事情を抱える妊婦が、中絶できる期間(妊娠22週)を過ぎて気付き、自宅などで出産し、赤ちゃんを殺してしまう事件が後を絶ちません。

フローレンスでは生後間もない赤ちゃんの虐待死 をなくすことを目的に、2016年4月から、この特別 養子縁組を支援する活動を開始しました。

妊娠期からの相談に乗り、必要な場合には、特別養子縁組の支援することで、出生直後の赤ちゃんの虐待死をなくし、子どもが温かい家庭で育っていけるように支援しています。